

添付法令資料 1 :

モロッコにおける海事大学校の再編成に関する 2013 年 6 月 17 日付
政令第 2-12-623 号 (目次)

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 2 条)
- 第 2 章 教育体制、研修内容及び評価方法 (第 3 条～第 13 条)
- 第 3 章 大学校の組織及び権能 (第 14 条～第 21 条)
- 第 4 章 (欠番)
- 第 5 章 雑則 (第 22 条～第 25 条)

添付法令資料 2 :

韓国電子署名法 (目次)
2017 年 3 月 14 日法律第 14577 号により一部改正 2017 年 3 月 14 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 公認認証機関 (第 4 条ないし第 14 条)
- 第 3 章 公認証明書 (第 15 条ないし第 18 条の 2)
- 第 4 章 認証業務の安全性及び信頼性確保 (第 18 条の 3 ないし第 26 条)
- 第 5 章 電子署名認証政策の推進等 (第 26 条の 2 ないし第 26 条の 7)
- 第 6 章 補則 (第 27 条ないし第 30 条)
- 第 7 章 罰則 (第 31 条ないし第 34 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

有価証券市場に関する 2013 年 5 月 24 日付モンゴル国法律 (新版) (目次)
2016 年最終改正

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 有価証券の発行及び取引 (第 5 条ないし第 21 条)
- 第 3 章 会社株式の全部又はその支配的部分の買取り (第 22 条及び第 23 条)
- 第 4 章 規制のある活動
 - 第 1 節 一般的規制 (第 24 条ないし第 26 条)
 - 第 2 節 規制のある活動に従事する法人に対する特別認可証の授与及び登録 (第 27 条ないし第 34 条)
 - 第 3 節 専門職従事者に対する資格の授与 (第 35 条)

- 第4節 規制のある活動の種類（第36条ないし第51条）
- 第5節 会計記帳及び会計監査（第52条ないし第54条）
- 第5章 有価証券市場の情報（第55条ないし第60条）
- 第6章 有価証券市場の規制
 - 第1節 有価証券市場における国の規制（第61条ないし第68条）
 - 第2節 有価証券市場における自己規制組織（第69条ないし第75条）
- 第7章 有価証券市場において禁止する活動
 - 第1節 内部者情報保有者に対し禁止する活動（第76条ないし第79条）
 - 第2節 市場の濫用（第80条及び第81条）
- 第8章 有価証券市場の監督及び検査（第82条ないし第87条）
- 第9章 その他の規定（第88条ないし第90条）

添付法令資料4：

IT ベース・レンディング・サービスに関する 2016 年 12 月 28 日付
 インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.77/POJK.01/2016（目次）
 同月 29 日施行

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 IT ベース・レンディング・サービスの実施
 - 第1節 法人格の形態、所有権及び資本（第2条ないし第4条）
 - 第2節 事業活動（第5条）
 - 第3節 貸付金の制限（第6条）
 - 第4節 登録及び許可（第7条）
 - 第1款 登録（第8条ないし第10条）
 - 第2款 許可（第11条）
 - 第5節 所有権の変更（第12条）
 - 第6節 自己の申請による許可の取消し（第13条）
 - 第7節 人材の資格（第14条）
- 第3章 IT ベース・レンディング・サービスの利用者
 - 第1節 借り手（第15条）
 - 第2節 貸し手（第16条及び第17条）
- 第4章 IT ベース・レンディング・サービス契約（第18条）
 - 第1節 IT ベース・レンディング・サービス実施者と貸し手間の契約（第19条）
 - 第2節 貸し手と借り手間の契約（第20条）
- 第5章 リスク緩和（第21条ないし第24条）
- 第6章 IT ベース・レンディング・サービスの実施に係る IT システム・ガバナンス
 - 第1節 データ・センター及びディザスタリカバリセンター（第25条）

- 第2節 データの秘密保持（第26条）
- 第3節 監査の履歴（第27条）
- 第4節 セキュリティ・システム（第28条）
- 第7章 ITベース・レンディング・サービス利用者の教育及び保護（第29条ないし第40条）
- 第8章 電子署名（第41条）
- 第9章 顧客識別の原則及び技術（第42条）
- 第10章 禁止（第43条）
- 第11章 定期報告（第44条ないし第46条）
- 第12章 制裁（第47条）
- 第13章 雑則（第48条）
- 第14章 経過規定（第49条及び第50条）
- 第15章 終則（第51条及び第52条）

添付法令資料5：

ベトナム投資法を合一する合一文書（目次）
国会事務局の2016年12月5日付第05/VBHN-VPQH号合一文書

- 第1章 総則（第1条ないし第8条）
- 第2章 投資の保証（第9条ないし第14条）
- 第3章 投資優遇及び支援
 - 第1目 投資優遇（第15条ないし第18条）
 - 第2目 投資支援（第19条ないし第21条）
- 第4章 ベトナムにおける投資活動
 - 第1目 投資形式（第22条ないし第29条）
 - 第2目 投資方針の決定手続（第30条ないし第35条）
 - 第3目 投資登記証明書の発給、調整及び回収手続（第36条ないし第41条）
 - 第4目 投資プロジェクト実施の展開（第42条ないし第50条）
- 第5章 外国への投資活動
 - 第1目 総則（第51条ないし第53条）
 - 第2目 外国への投資方針の決定手続（第54条ないし第56条）
 - 第3目 外国への投資登記証明書の発給、調整及び効力終了の手続（第57条ないし第62条）
 - 第4目 外国における投資活動の展開（第63条ないし第66条）
- 第6章 投資に関する国家管理（第67条ないし第72条）
- 第7章 実施組織（第73条ないし第76条）